第2章 障害者の現状とアンケート調査の結果

第1節 障害者の状況

第2節 アンケート調査の結果

第1節 障害者の状況

1 障害者手帳所持者数の推移

本市における令和2年4月1日現在の人口は50,671人となっています。一方、障害者手帳所持者数は、令和2年4月1日現在2,632人で、総人口に占める割合は、5.19%となっています。

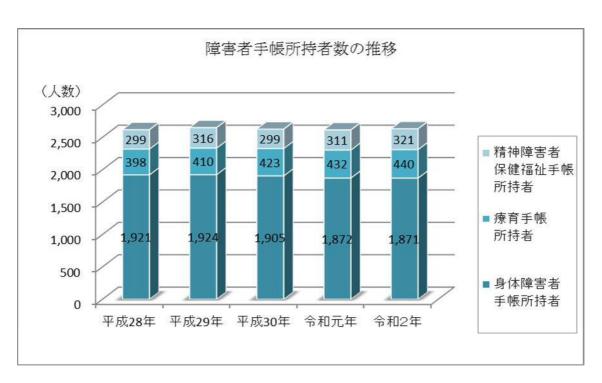
最近5年間の動向を見ると、総人口は 3.3%減少しているのに対し、障害者手帳所持者数 は、ほぼ横ばいで推移しています。

■障害者手帳所持者数の推移

(単位:人、%)

年度	総人口 (a)	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手 帳所持者	障害者手帳 所持者 (b)	対人口 (b/a)
平成28年	52, 417	1, 921	398	299	2, 618	4. 99
平成29年	52, 073	1, 924	410	316	2, 650	5. 09
平成30年	51, 602	1, 905	423	299	2, 627	5. 09
令和元年	51, 081	1, 872	432	311	2, 615	5. 12
令和2年	50, 671	1, 871	440	321	2, 632	5. 19

注)各年4月1日現在



2 身体障害児・者の状況

(1) 年齢構成別の推移

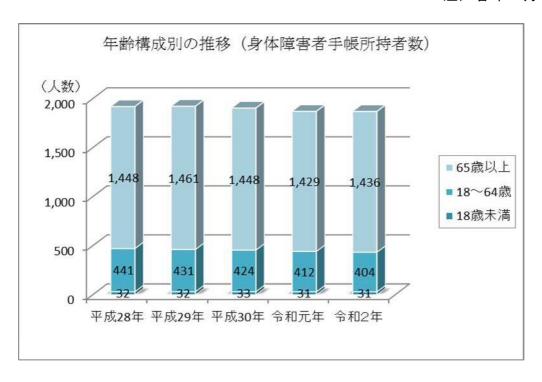
身体障害者手帳所持者数は、令和2年4月1日現在で、1,871人となっています。年齢構成別に見ると、18歳未満のいわゆる障害児は31人(1.6%)、18~64歳は404人(21.6%)、65歳以上は1,436人(76.8%)で、65歳以上の高齢者が7割以上を占めています。

また、最近5年間の動向を見ると、総人口に比例し身体障害者数も減少していますが、 65歳以上の高齢者が占める割合は増加しており、身体障害者の高齢化がうかがえます。 この傾向は、今後も続くものと予測されます。

■年齢構成別の推移(身体障害者所持者数)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	構成比(%)
18歳未満	32	32	33	31	31	1. 6
18~64歳	441	431	424	412	404	21. 6
65歳以上	1, 448	1, 461	1, 448	1, 429	1, 436	76. 8
슴 計	1, 921	1, 924	1, 905	1, 872	1, 871	100.0

注) 各年4月1日現在



(2) 等級別の推移

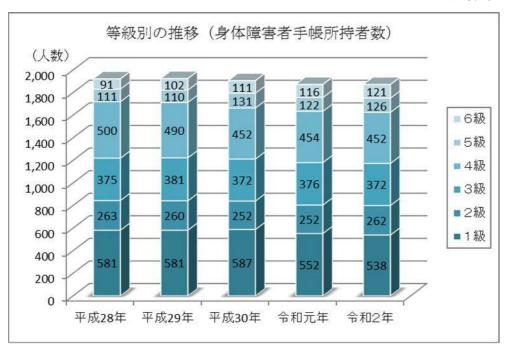
障害の等級別に見ると、1 級 538 人 (28.8%)、2 級 262 人 (14.0%)、3 級 372 人 (19.9%)、 4 級 452 人 (24.2%)、5 級 126 人 (6.7%)、6 級 121 人 (6.4%) となっており、1 級 から 3 級までの重度の障害者の割合が高く、62.7% を占めています。

また、最近5年間の動向を見ると、若干の増減はありますが、ほぼ横ばいの傾向にあります。

■等級別の推移(身体障害者手帳所持者数)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	構成比(%)
1級	581	581	587	552	538	28. 8
2 級	263	260	252	252	262	14. 0
3 級	375	381	372	376	372	19. 9
4 級	500	490	452	454	452	24. 2
5 級	111	110	131	122	126	6. 7
6 級	91	102	111	116	121	6. 4
合 計	1, 921	1, 924	1, 905	1, 872	1, 871	100.0
1・2・3級所持者の割合 (%)	63. 5	63. 5	63. 6	63. 0	62. 6	

注)各年4月1日現在



(3) 障害部位別の推移

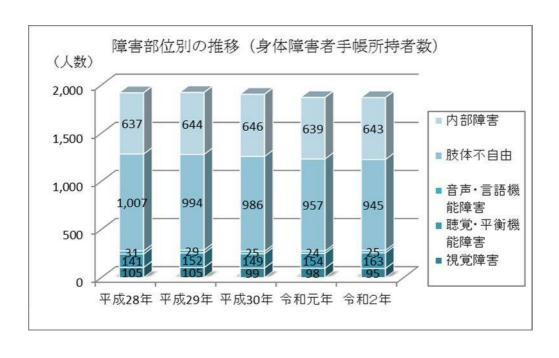
障害部位別に見ると、令和2年4月1日現在、「肢体不自由」が945人(50.5%)と過半数を占めています。以下、「内部障害」643人(34.4%)、「聴覚・平衡機能障害」163人(8.7%)、「視覚障害」95人(5.1%)、「音声・言語機能障害」25人(1.3%)の順になっています。

また、最近5年間の動向を見ると、「肢体不自由」は減少傾向、「聴覚・平衡機能障害」 は増加傾向にあります。

■障害部位別の推移(身体障害者手帳所持者数)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	構成比(%)
視覚障害	105	105	99	98	95	5. 1
聴覚•平衡機能障害	141	152	149	154	163	8. 7
音声・言語機能障害	31	29	25	24	25	1. 3
肢体不自由	1, 007	994	986	957	945	50. 5
内部障害	637	644	646	639	643	34. 4
合 計	1, 921	1, 924	1, 905	1, 872	1, 871	100.0

注)各年4月1日現在



3 知的障害児・者の状況

(1) 年齢構成別の推移

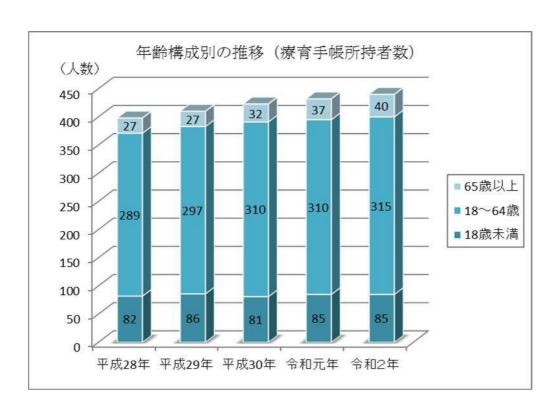
療育手帳所持者数は、令和2年4月1日現在で、440人となっています。年齢構成別に 見ると、18歳未満のいわゆる障害児は85人(19.3%)、18~64歳は315人(71.6%)、 65歳以上は40人(9.1%)となっています。

また、最近5年間の動向を見ると、18歳以上の所持者が増加傾向にあります。

■年齢構成別の推移(療育手帳所持者数)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	構成比(%)
18歳未満	82	86	81	85	85	19. 3
18~64歳	289	297	310	310	315	71. 6
65歳以上	27	27	32	37	40	9. 1
슴 計	398	410	423	432	440	100. 0

注)各年4月1日現在



(2) 障害程度別の推移

障害程度別に見ると、令和2年4月1日現在で、障害の程度が重度の「A」の所持者は194人(44.1%)、障害の程度が中軽度の「B」の所持者は246人(55.9%)となっています。

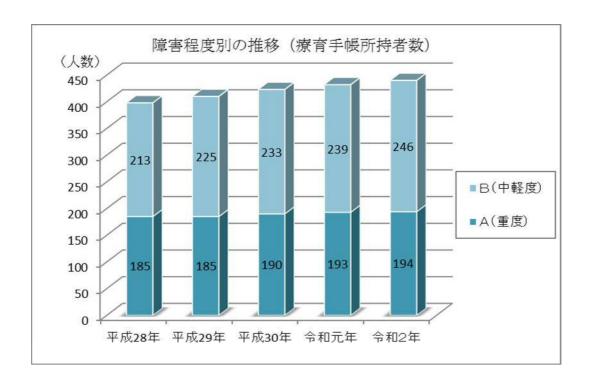
また、最近5年間の動向を見ると、「B」所持者が増加傾向にあることがうかがえます。

■障害程度別の推移(療育手帳所持者数)

(単位:人)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	構成比(%)
A (重度)	185	185	190	193	194	44. 1
B(中軽度)	213	225	233	239	246	55. 9
合 計	398	410	423	432	440	100. 0

注)各年4月1日現在



4 精神障害者の状況

(1) 年齢構成別の推移

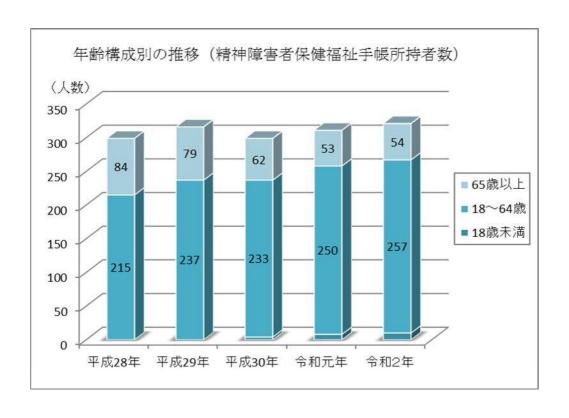
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年4月1日現在で、321人となっています。 年齢構成別に見ると、18~64歳は257人(80.1%)、65歳以上は54人(16.8%)となっています。

また、最近 5 年間の動向を見ると、18 歳未満の児童や 18 歳~64 歳の所持者が増加傾向にあります。

■年齢構成別の推移(精神障害者保健福祉手帳所持者数)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	構成比(%)
18歳未満	0	0	4	8	10	3. 1
18~64歳	215	237	233	250	257	80. 1
65歳以上	84	79	62	53	54	16.8
合 計	299	316	299	311	321	100.0

注)各年4月1日現在



(2) 等級別の推移

障害の程度別に見ると、1級58人(18.0%)、2級163人(50.8%)、3級100人(31.2%) となっており、2級手帳所持者が過半数を占めています。

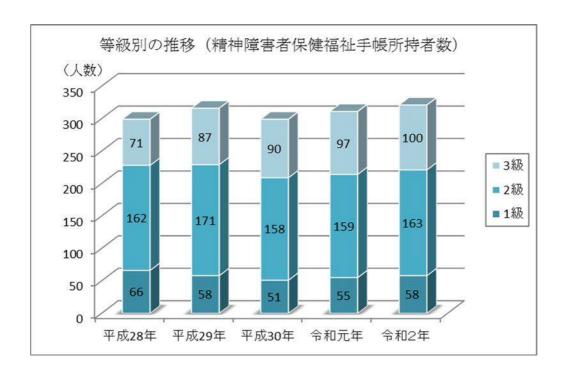
また、最近 5 年間の動向を見ると、1 級、2 級所持者は横ばいであるのに対し、3 級所持者は増加傾向にあります。

■等級別の推移(精神障害者保健福祉手帳所持者数)

(単位:人)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	構成比(%)
1級	66	58	51	55	58	18. 0
2級	162	171	158	159	163	50. 8
3級	71	87	90	97	100	31. 2
合 計	299	316	299	311	321	100.0

注)各年4月1日現在



(3) 自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移

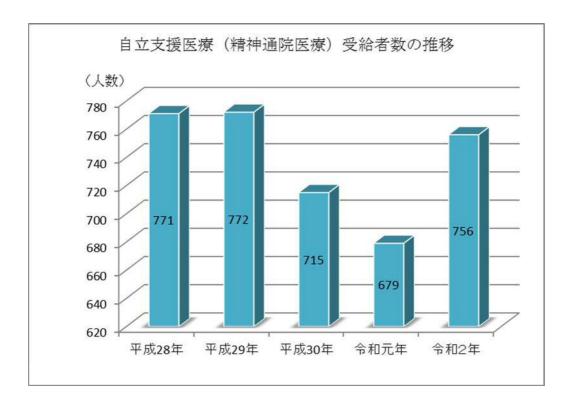
自立支援医療(精神通院医療)受給者数は、令和2年4月1日現在で、756人となっています。

また、最近5年間の動向を見ると、平成30年、令和元年と一時的な減少がありましたが、おおむね同程度で推移しています。

(単位:人)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
自立支援医療(精神通院医療) 受給者数	771	772	715	679	756

注)各年4月1日現在



5 発達障害者の状況

発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意 欠陥性多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢におい て発現するもの」とされています。

発達障害者数の統計はありませんが、独立行政法人国立精神・神経医療センターの 2012 年に実施した調査における一般地域での成人住民での有病率は、 $3.5\%\sim4.4\%$ とされており、光市人口約5万5百人に当てはめると 1,768人 \sim 2,222人と推計されます。

6 障害支援区分の認定状況(令和2年4月現在)

障害支援区分は、障害のある人等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、6段階の区分(区分6が最も支援の必要度が高い)により市が認定します。認定に当たっては、障害のある人の心身の状態等について、調査を実施した80項目と主治医等の意見書をもとに一次判定を行い、特記事項と合わせて、障害者自立支援審査会において審査判定を行います。

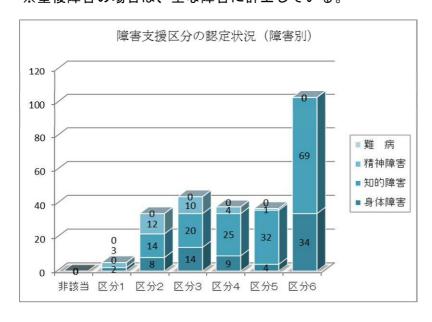
(1) 障害別

障害支援区分の認定状況を障害別に見ると、身体障害では、区分6が34人と最も多く、 続いて、区分3、区分4と続いています。知的障害では区分6が69人と最も多く、以下、 区分5、区分4と続いています。精神障害では区分2が12人と最も多く、続いて区分3、 区分4となっています。なお、現時点では、難病のみを理由とした申請はありません。

(単位:人)

	非該当	区分 1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害	0	2	8	14	9	4	34	71
知的障害	0	0	14	20	25	32	69	160
精神障害	0	3	12	10	4	1	0	30
難 病	0	0	0	0	0	0	0	0
全 体	0	5	34	44	38	37	103	261

※重複障害の場合は、主な障害に計上している。



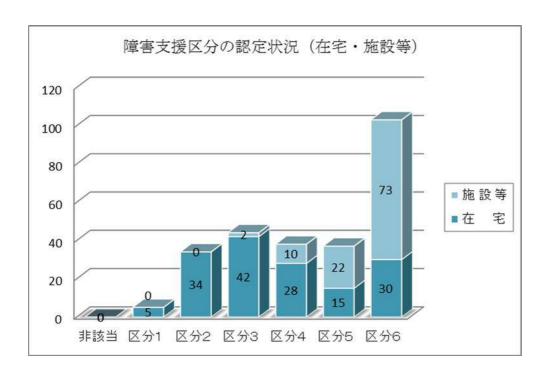
(2) 在宅・施設等別

障害支援区分の認定状況を在宅・施設等に分けて見ると、在宅では、区分3が42人と最も多く、以下、区分2が34人、区分6が30人となっています。施設等では、区分6が73人、区分5が22人となっており、施設等利用者のおおよそ9割を占めています。

(単位:人)

	非該当	区分 1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分 6	合計
在 宅	0	5	34	42	28	15	30	154
施 設 等	0	0	0	2	10	22	73	107
全 体	0	5	34	44	38	37	103	261

※在宅にはグループホームを含む。



第2節 アンケート調査の結果

1 アンケート調査の概要

(1)調査の目的

第3次光市障害者福祉基本計画の改定及び第6期光市障害福祉計画の策定に当たり、 障害のある人の実態、サービスの利用意向等についてのニーズを把握するとともに、障 害のない人へ意識調査を行いました。

(2)調査対象

ア 障害のある人

障害者手帳、自立支援医療(精神通院)、特定医療費(指定難病)の認定又は交付を受けている人及び障害福祉サービスの利用実績がある人の中から500人を無作為抽出

イ 障害のない人

光市に住民登録のある 18 歳以上の人の中から、上記の対象者を除き 1,000 人を無 作為抽出

(3)調査期間

令和2年9月8日(火)~30日(水)(23日間)

(4)調查方法

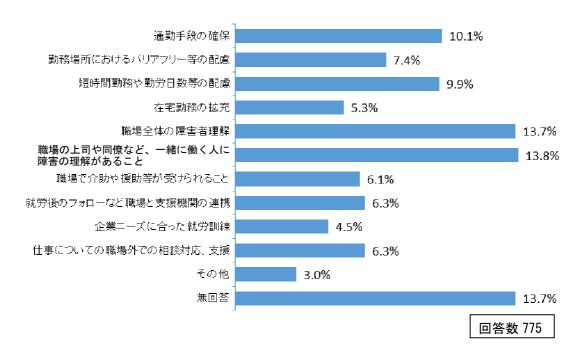
郵送による配布・回収

(5) 回収状況

	配布数A	回収数B	回収率B/A	
障害のある人	500	298	59.6%	
障害のない人	1,000	447	44. 7%	

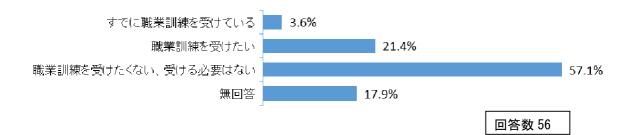
2 アンケート調査結果の要点

- (1) 障害のある人向け調査結果
 - ア 障害のある人の就労支援として必要なことについては、「職場の上司や同僚など、一緒に働く人に障害の理解があること」が最も多く13.8%、続いて「職場全体の障害者理解」が13.7%、「通勤手段の確保」が10.1%となっており、就労に向けて障害の理解が重要であることがわかります。
 - 問) あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。 (あてはまるものすべてに○)



イ 就労を希望する人のうち、職業訓練の希望について、「職業訓練を受けたい」が 21.4%、「すでに職業訓練を受けている」が 3.6%となっています。

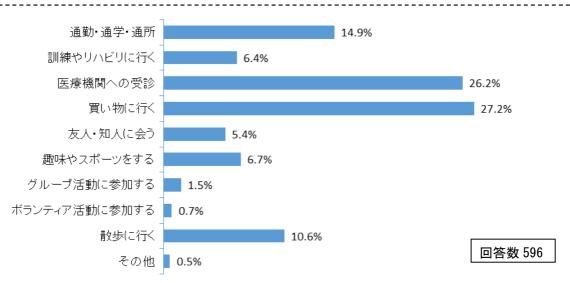
問)(就労希望者のうち)収入を得る仕事を得るために、職業訓練などを受けたいと思いますか。 (○は1つだけ)



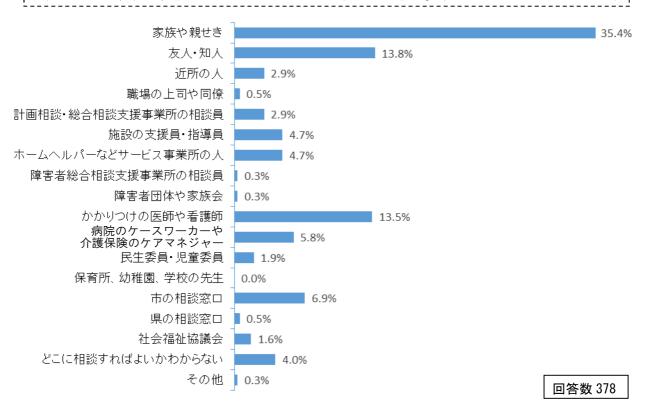
ウ 身体障害者手帳所持者のうち、外出の目的については、「買い物に行く」が最も多く 27.2%、続いて「医療機関への受診」が 26.2%となっており、普段の相談先について は、「家族や親せき」が最も多く 35.4%、続いて「友人・知人」が 13.8%となっています。

身体障害者手帳所持者

問)(「毎日外出」、「週に数回外出」および「めったに外出しない」を選んだ人) あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)



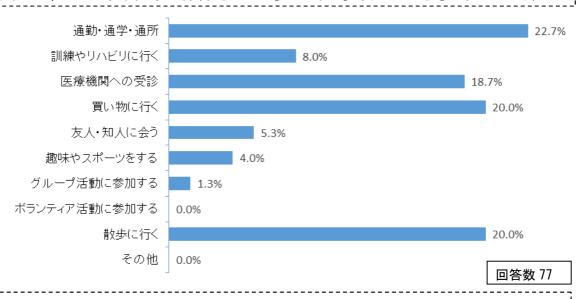
問)あなたは、普段、悩みや困ったことをどこへ相談しますか。(あてはまるものすべてに○)



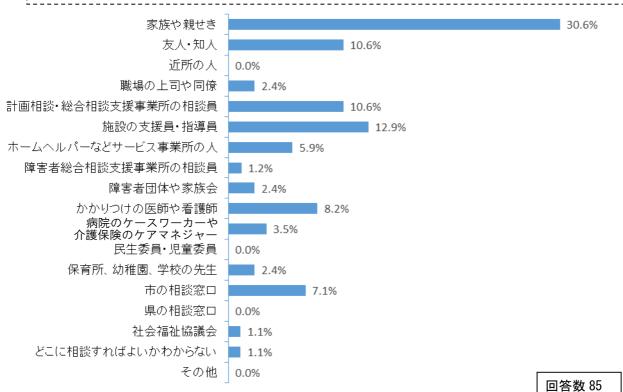
療育手帳所持者のうち、外出の目的については、「通勤・通学・通所」が最も多く22.7%、続いて「買い物に行く」、「散歩に行く」が20.0%となっており、普段の相談先については、「家族や親せき」が最も多く30.6%、続いて「施設の支援員・指導員」が12.9%となっています。

療育手帳所持者

問)(「毎日外出」、「週に数回外出」および「めったに外出しない」を選んだ人) あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)



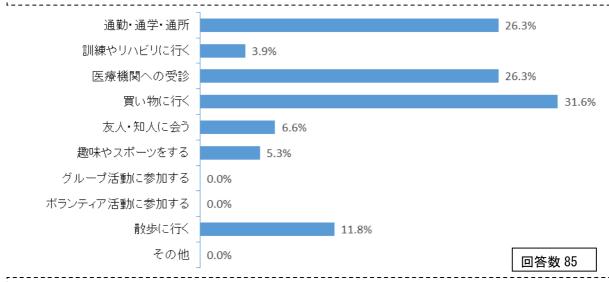
問)あなたは、普段、悩みや困ったことをどこへ相談しますか。(あてはまるものすべてに○)



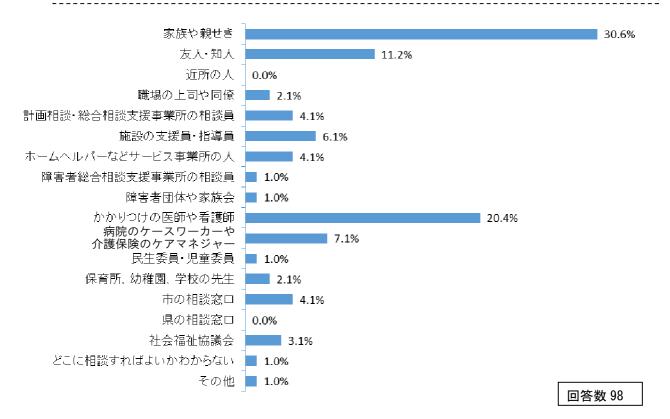
精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、外出の目的については、「買い物に行く」が最も多く31.6%、続いて「通勤・通学・通所」、「医療機関への受診」が26.3%となっており、普段の相談先については、「家族や親せき」が最も多く30.6%、続いて「かかりつけの医師や看護師」が20.4%となっています。

精神障害者保健福祉手帳

問)(「毎日外出」、「週に数回外出」および「めったに外出しない」を選んだ人) あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)



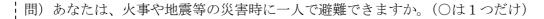
問)あなたは、普段、悩みや困ったことをどこへ相談しますか。(あてはまるものすべてに○)

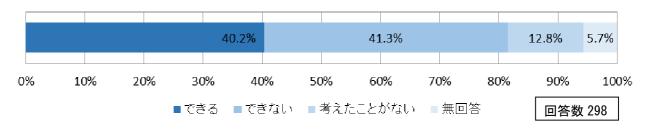


以上のことから、外出の目的は、身体障害者手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は、「買い物」、療育手帳所持者は、「通勤・通学・通所」が高くなっています。 また、普段の相談先については、全ての手帳所持者において「家族や親せき」が最も多く、続いて、「友人・知人」、「施設の支援員・指導員」、「かかりつけの医師や看護師」が多くなっています。

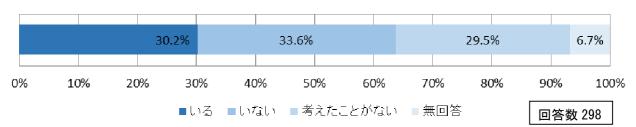
よって、共生社会の考え方や障害福祉制度等の周知に当たっては、外出先となる店舗や公共施設、医療機関等にポスターやパンフレットを設置したり、医療機関や障害福祉サービス事業者等の支援者と連携する等の取組が必要と考えられます。

エ 災害時に一人で避難「できない」と答えた人は、41.3%で最も多く、続いて「できる」が40.2%、「考えたことがない」が12.8%となっています。また、災害時、近所に助けてくれる人がいますかの問いに、「いない」と答えた人が33.6%で最も多く、続いて「いる」と答えた人が30.2%、「考えたことがない」が29.5%となっています。





問)家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。 (○は1つだけ)



以上のことから、災害時の対応について「一人で避難できない」と答えた人が4割を超え、近所に助けてくれる人が「いない」、「考えたことがない」と答えた人も4割を超えていることから、災害時に避難できない、又は、災害時の対応についての想定ができていない人が多くいることが考えられます。今後は、自主防災組織や民生委員児童委員協議会と連携しながら、災害時における制度の周知・広報を図ることはもとより、障害のある人も可能な限り、避難訓練に参加するなど、災害時を想定した準備を進める必要があります。

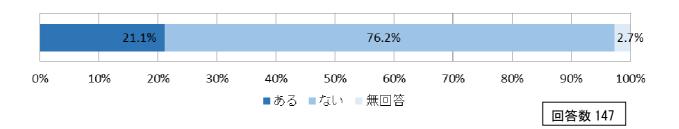
(2) 障害のない人向け調査結果

ア 身近に障害のある人が「いる」と回答した 402 人のうち、障害のある人への「手助け等の経験がある人」は 86.8%、「手助け等の経験がない人」は 13.2%となっています。



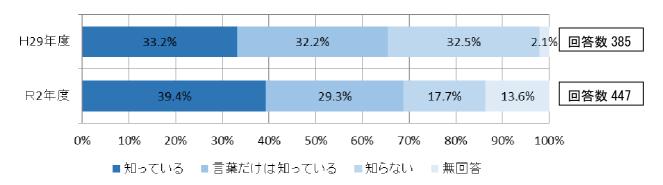
回答数 402

身近に障害のある人が「いたことはない」と回答した人 147 人のうち、障害のある人への「手助け等の経験がある人」は、21.1%、「手助け等の経験がない人」は 76.2% となっています。

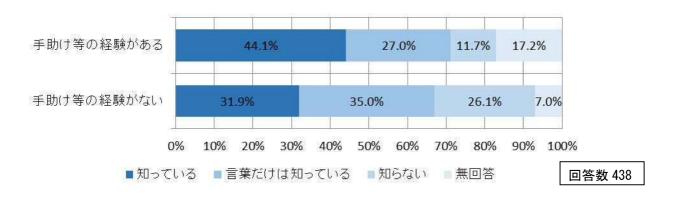


以上のことから、身近に障害のある人がいる人は、手助け等の経験がある割合が高い傾向にあることがわかり、障害のある人への理解促進を図るためには、障害のある人をより身近に感じる体験を積み重ねる必要があります。今後は、障害のある人、障害のない人が相互に交流しながら、お互いに理解が深まるような場が求められます。

イ 『共生社会』の周知度について、「知っている」が最も多く39.4%、「言葉だけは知っている」が29.3%、「知らない」が17.7%となっており、「知っている」は前回調査を上回り増加していることが分かります。



また、障害のある人への手助け等の経験がある人のうち、共生社会という考え方を「知っている人」は44.1%、共生社会の「言葉だけは知っている人」は27.0%となっています。また、手助け等の経験がない人のうち、共生社会という考え方を「知っている人」は31.9%、共生社会の「言葉だけを知っている人」は35.0%となっています。



以上のことから、障害のある人への手助け等の経験がある人は、手助け等の経験がない人に比べ、共生社会の周知度が高いことがわかります。障害のある人をより身近に感じる体験や障害のある人と障害のない人がふれあい、交流することは、お互いの理解が深まり、共生社会の周知が図られることが想定され、共生社会の実現に向けた重要な取組となることが考えられます。

(3) 障害のある人、障害のない人の調査結果の比較

ア 共生社会の周知度について、障害のある人は 18.1%の人が「知っている」と回答し、「言葉だけは知っている」は 30.5%となっています。それに対し、障害のない人は、「知っている」が 39.4%、「言葉だけは知っている」が 29.3%となっており、光市においては、障害のない人の方が、共生社会という考え方を知っていることがわかります。これらの結果から、障害のない人へ共生社会や障害の理解を推進するだけではなく、障害のある人にも共生社会という考え方について知ってもらい、ふれあいや交流を通し、相互に理解することが必要です。

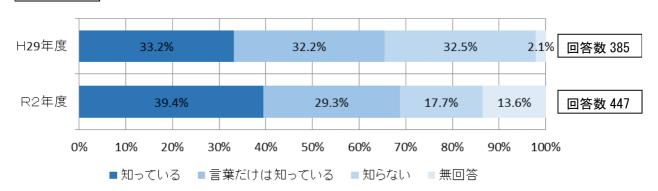
また、前回アンケート時との比較では、障害のある人は横ばいで推移、障害のない 人は周知度が上昇した結果となっています。

問)あなたは、「障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え あって暮らす」ことを目指す『共生社会』という考え方を知っていますか。(○は1つだけ)

障害のある人



障害のない人

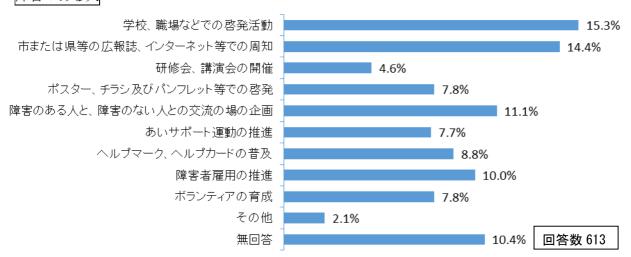


イ 共生社会を実現するために必要な取組として、障害のある人は「学校、職場などでの啓発活動」が最も多く15.3%、続いて、「行政機関の広報誌、インターネット等での周知」が14.4%、「障害のある人と、障害のない人との交流の場の企画」が11.1%となっています。一方で、障害のない人は、「学校、職場などの啓発活動」が最も多く21.0%、続いて「障害のある人と、障害のない人との交流の場の企画」が15.6%、「障害者雇用の推進」が14.9%となっています。

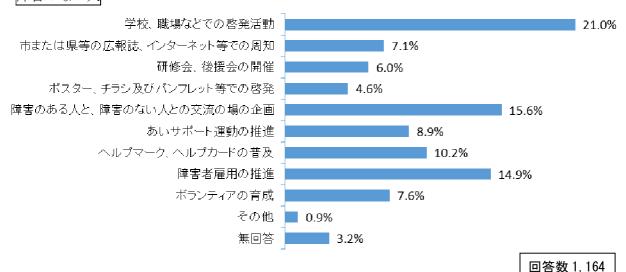
どちらもお互いの理解と協力が必要だと感じていることがわかります。

問)あなたは、「共生社会」実現のためには、どのような取組が必要だと思いますか。 (あてはまるもの3つに \bigcirc)

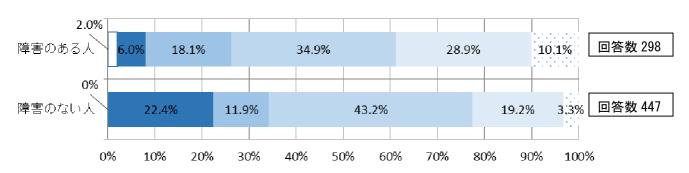
障害のある人



障害のない人



- ウ 障害のある人が安心して日常生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や意思決定支援、金銭管理等の支援を一体的に確保し、障害のある人の権利を守る成年後見制度の周知度を確認したところ、障害のある人も障害のない人も制度を理解している人は約3割となっており、周知度の低さがうかがえます。
- 問)障害や高齢化などにより判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度についてご存じですか。もしくは利用したいですか。(○は1つだけ)



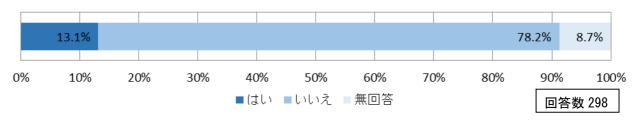
- □成年後見制度を既に利用している
- ■どのような制度か知っており、今後、制度を利用したい
- ■どのような制度か知っているが、今後、制度を利用する予定はない。
- ■言葉は聞いたことがあるが、詳しいことはわからない
- 名前も内容もしらない
- 一無回答

エ 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を 尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進す ることを目的として、平成28年4月1日、障害者差別解消法が施行されました。この 法律の周知度を確認したところ、障害のある人も障害のない人も7割以上の人が「い いえ」と回答しており、周知度の低さがうかがえます。

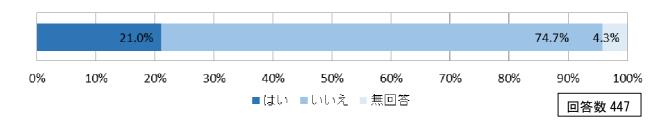
また、合理的配慮としての取組で不足していると感じているのは、障害のある人では「車いす利用者も移動しやすいように、店舗内・事業所内の通路の幅を広くする」が最も多く15.5%、続いて「車いす利用者などのために、スロープを設置する」が14.5%となっています。また、障害のない人では、「車いす利用者も移動しやすいように、店舗内・事業所内の通路の幅を広くする」が最も多く18.7%、続いて、「車いすの利用者が電車やバスの乗り降りの際に、周囲の人が手助けをする」が16.1%、「車いす利用者などのために、スロープを設置する」が15.7%となっています。

問)平成28年4月1日、障害者差別解消法が施行されました。この法律は、障害を理由として、不当な差別をしないことや、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜である「合理的配慮」をすることで、「共生社会」を実現することを目指しています。あなたは、この法律の内容をご存知ですか。(○は1つだけ)

障害のある人

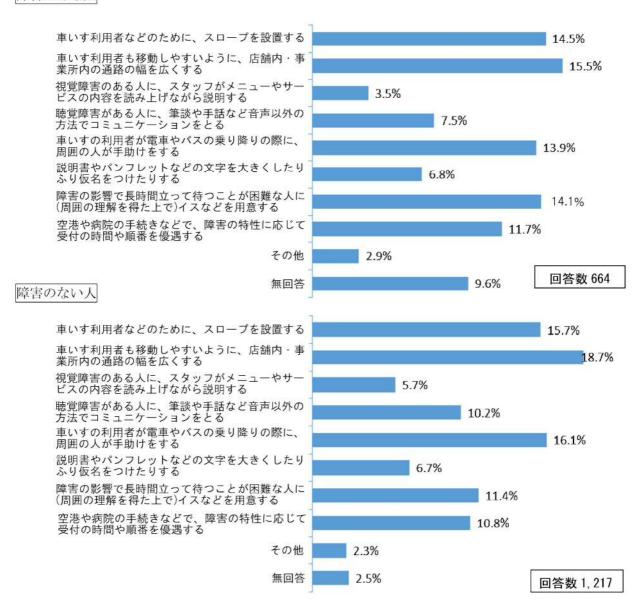


障害のない人



問) 現在の生活の中で、障害のある人への合理的配慮として、どの様な取組が不足していると 感じますか。(○は3つまで)

障害のある人



共生社会の実現に向け、障害を理由とする不当な差別の解消や合理的配慮の提供が 進むよう、障害者差別解消法の趣旨や制度の周知・広報を図る必要があることがわか ります。

また、共生社会の周知度を障害のある人とない人で比較すると、平成29年度、令和2年度と共に障害のある人の方が低い傾向があります。障害のある人、障害のない人が双方向で共生社会の実現に向け、「人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会」を目指す取組を行うことが必要です。